

高知くらしの護身術

311

架空請求

慌てて連絡しない

(2014年1月21日掲載原稿)

はがきや電話、電子メールなどで身に覚えのない料金を請求されたという架空請求の相談が増え始めたのは、10年以上前です。ピークの2004年度には、68万件もの相談が全国の消費生活センターなどに寄せられました。

その後、官民をあげての被害撲滅に向けた取り組みもあり、相談件数は順調に減少していましたが、12年度から再び増加しています。

架空請求の手口は、以前は、はがきによるものが多かったのですが、12年度の相談では約8割が電子メールによるものでした。

請求の内容は、「総合情報サイト」「モバイルコンテンツ利用料」というような、詳細がよくわからないデジタルコンテンツの利用料名目のものが増えています。

また、多くの場合、具体的な金額を明記せず「このままでは訴訟になる」「法的措置を取る」などと不安をあおり、「和解を希望する方は本日中に連絡ください」と考える時間を与えず連絡させようとしています。

メールの内容に驚いて連絡すると、高額な料金を支払わされ、「別のサイトにも未納があった」とさらなる請求をされたという事例もあります。「大至急連絡してください」などと書かれていても、慌てて連絡してはいけません。

これ以上関わりたくないからと、覚えのない請求に1度でも応じてしまうとターゲットにされ、次々と請求を受けることとなりますので、決して支払ってはいけません。

架空請求かどうか判断がつかないときや、不安になった場合には、1人で悩まず、信用できる周囲の人や消費生活センターに相談してください。脅迫や嫌がらせを受けた場合は警察に相談しましょう。